

## 宮城県食育推進本部設置要綱

### (設置)

第1 本県における食育推進の方向性を示す宮城県食育推進計画を効率的かつ円滑に策定するとともに、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「宮城県食育推進本部」(以下「本部」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2 本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。  
宮城県食育推進計画策定に関すること。  
食育の推進に係る総合調整及び進行管理に関すること。  
食育の総合的な促進に関すること。  
食育の推進に係る普及・啓発に関すること。  
その他食育の推進に関し必要と認められる事項。

### (組織)

第3 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者を充てる。  
2 本部長は、本部の事務を総括し、本部を代表する。  
3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (幹事会)

第4 本部に幹事会を置く。  
2 幹事会は、本部の会議に付すべき事項について、事前に審議するとともに、本部長の指示する事項を処理する。  
3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者を充てる。  
4 幹事長は、幹事会の事務を総括し、幹事会を代表する。  
5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5 本部の会議は本部長が、幹事会の会議は幹事長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。  
2 本部長又は幹事長は、必要に応じて本部又は幹事会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6 本部及び幹事会の庶務は、保健福祉部健康推進課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表1 (第3関係)

役 職	構 成 員
本 部 長	知事
副本部長	副知事
本 部 員	総務部長
	震災復興・企画部長
	環境生活部長
	保健福祉部長
	経済商工観光部長
	農林水産部長
	土木部長
	教育長

別表2 (第4関係)

役 職	構 成 員
幹 事 長	保健福祉部次長
副幹事長	健康推進課長
幹 事	食と暮らしの安全推進課長
	子育て支援課長
	富県宮城推進室長
	農林水産政策室長
	食産業振興課長
	農業振興課長
	農産園芸環境課長
	農村振興課長
	教育企画室長
	義務教育課長
	スポーツ健康課長